

工事現場に掲げる標識類について

令和5年8月

横浜市

工事現場に掲げる標識類について

建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の7種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。

- 1 建設業の許可票
- 2 労災保険関係成立票
- 3 施工体系図
- 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識
- 6 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合）
- 7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合）

1 建設業の許可票

(1) 根拠法令

建設業法 第40条

建設業法施行規則 第25条

(2) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

以下のア～ウの要件のすべてを満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。

ア 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

イ 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

ウ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

(3) 留意事項

ア 元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。

【例】 寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上

建設業の許可票					
商号又は名称			〇〇建設株式会社		
代表者の氏名			代表取締役 〇〇 〇〇		
主任 監理 技術者の氏名	専任の有無		〇〇 〇〇	専任	
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号	
一般建設業又は特定建設業の別			特定建設業		
許可を受けた建設業			土木・とび・土工・舗装		
許可番号			国土交通大臣許可(特-〇〇)第XXXX号		
許可年月日			令和〇〇年〇〇月〇〇日		

「専任の有無」欄は、専任の場合は「専任」、専任していない場合は「非専任」と記載すること。

2 労災保険関係成立票

(1) 根拠法令

労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第 77 条

(2) 掲示場所

事業場の見やすい場所

(3) 留意事項

ア 「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記載した氏名以外の場合は、労働基準監督に届け出した代理人（支店長等）の氏名を記載する。代理人の届け出が無い場合は空欄とする。

【例】

寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上、地色：白 文字：黒

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	令和〇〇年 〇月 〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	令和〇〇年 〇月 〇日から 令和〇〇年 〇月 〇日まで
事業主の住所氏名	横浜市〇区〇〇町〇〇-〇 〇〇建設(株) 代表 〇〇 〇〇
注文者の氏名	横浜市 道路局
事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇

3 施工体系図

(1) 根拠法令

建設業法 第24条の8第4項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条

(2) 掲示場所

工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（両方を兼ねることも可）

以下のア～カの要件をすべて満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。

ア 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。

イ 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

ウ 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。

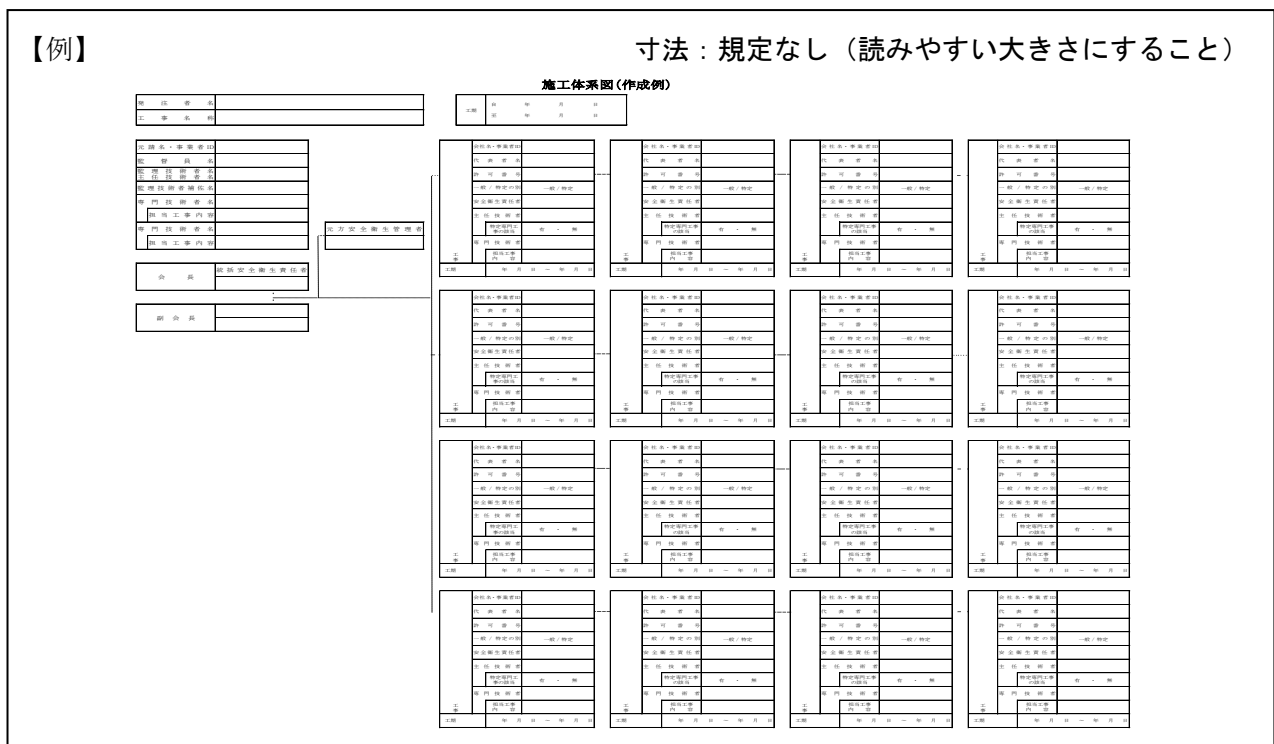
エ 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

オ 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。

カ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

(3) 発生条件

下請契約のある工事



4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

(1) 根拠法令

建設業法施行規則第 14 条の 3

(2) 掲示場所

工事現場の見やすい場所

(3) 発生条件及び留意事項

下請契約のある工事

再下請負通知書の提出については、掲示とともに下請負人へ書面による通知が必要。

【例】

寸法：規定なし

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

下請負人となった皆様へ

書面通知文案

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者（再下請負）に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、元請建設業者に対する①の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

元請建設業者の商号

〇〇建設株式会社

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション

5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識

(1) 根拠

建退共制度改善方策について（平成 11 年 3 月 18 日労働省、建設省、建退共本部）
公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第 2 措置 5（4）ハ

(2) 掲示場所

現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所

寸法：シール大（A3 版）、シール小（A4 版）のいずれか



シール大



シール小

6 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合）

(1) 根拠法令

ア 事前調査結果の掲示

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 9 及び第 16 条の 10

イ 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（お知らせ看板）の掲示

大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 第 2 項及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第 90 条「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

(2) 掲示場所

当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(3) 留意事項

ア 事前調査結果の掲示：現場着手日以前～すべての工事完了まで掲示

イ お知らせ看板の掲示：石綿排出作業を開始する 3 日前～当該作業が完了まで掲示

以下の例は、「事前調査結果」と「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」の両方の内容を一括した掲示になります。

【例】

寸法：横 420mm 以上、縦 297mm 以上（A3 以上）

調査終了年月日		令和	年	月	日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)					
看板表示日		令和	年	月	日						
解体等工事期間		令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	関係
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
【調査方法】 【調査箇所】		調査方法の概要(調査箇所)				元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)					
【石綿含有あり】		調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)				住所					
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		例				現場責任者氏名					
						連絡場所TEL					
						を石綿作業主任者に選任しています。					
						調査を行った者(分析等の実施者)					
						氏名又は名称及び住所					
						① 目視 ② 設計図書 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明					
						氏名 登録番号					
						住所					
						登録番号					
						住所					
						その他の事項					
						調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す					
						①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明					
						⑤材料の製造年月日					
備考：その他の条例等の届出年月日											

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、積立金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

※上記掲示板に法定様式はありません。下記HPよりダウンロードするなどして適宜作成してください。

・事前調査報告システムの「申請一覧」画面でダウンロードした申請情報から「事前調査に係る各種文書作成ツール」を利用して上記掲示板等を作成できます。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

・横浜市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/download.html>

・手続き等に関する詳細は、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>

7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合）

(1) 根拠法令

ア 再生資源利用計画書の掲示

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条第4項

イ 再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項

(2) 掲示場所

工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

以下のア～ウの要件のすべてを満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。

ア 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

イ 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

ウ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

【例】

寸法：横 420mm 以上、縦 297mm 以上（A3 以上）

再生資源利用促進計画書 ー現場掲示用ー		2 / 2	
1. 工事概要		再生資源利用計画書 ー現場掲示用ー	
2. 建設副産物搬出計画		2. 建設副産物搬出計画	
3. 再生資源利用計画		3. 再生資源利用計画	
4. 確認結果票		4. 確認結果票	

※建設副産物情報交換システム（コプリス（COBIRS））により、現場掲示様式を印刷してください。

